

2022.11.25

団交情報

No. 829 <国労千申第1号>

申入日：2022.11.2

団交日：1回目 2022.11.15

2回目 2022.11.24

国労千葉地方本部

CTS「2022年度年末手当」 について回答を示す！

JR 各社およびグループ会社が年末手当についての回答や交渉が実施される中、11月15日にCTSとの交渉（第1回会社決算）が開催された。

（組合側からは）

JR 東日本及びグループ会社に対し年末手当での要求を提出している。CTS会社にも昨年同様の組合要求額2.5か月プラス5万円の支払い、また第8波となるコロナ感染が拡大する中日々感染不安の中にあっても通常業務は勿論感染予防の取り組みとして吊り手や吊り棒の消毒といった作業も追加されている実態から、一律3万円の手当も要求した。JR東日本のグループ会社であり、JR東日本の一員として鉄道事業の一翼を担い、千葉支社エリアの駅舎や車両の清掃、車両の構内入換や検査修繕業務、コインロッカー管理業務など多岐にわたって事業展開している。また、エルダー社員の受け入れやプロパー社員の採用・教育など人材確保など努力していることは理解している。清掃や車両検修は利益を生み出す部門ではなく、JRからの受託料が抑制されているようでは一向に賃金は改善されない。JRに対し正当な受託料を支払うよう国労からも要求していく、また職場環境改善についてもお互いに要求を出し改善に努める共闘の取り組みを提起した。

（会社側からは）

2022年度第2四半期決算概要を示し、営業収益は車内清掃や構内入替等の契約見直しにより減収であるが、コインロッカー収入が大幅にアップし、約1,400万円の増収。営業費用は業務量の変動等による体制見直しにより人件費は減少したものの、コインロッカーの売り上げ回復による付帯経費が増加。第2四半期決算は営業利益は約6,100万円増収増益と説明。しかし第8波による影響や11月期契約では駅舎清掃の業務量変動に伴う契約額の減少などもあり、予断を許さない状況にあると説明。支払については精査し、できる限り速やかに回答すると述べた。

<国労千申第1号>の申し入れ内容

- 2022年度年末手当の支払い額は、基本給月額額の2.5か月に5万円を加えた額とすること。
- 2022年度年末手当は、12月9日（金）までに支払うこと。
- 嘱託社員、契約社員及びパート社員についても上記に準じて支払うこと。
- 新型コロナウイルスの中、日々「安全・安定輸送」を担っている社員に一律3万円を支給すること。

CTSは11月24日、下記の回答を示した。

2022年度年末手当については、次のとおりとする。

- 支給額
 - 社員 基本給額の2.5ヶ月及び一時金として10,000
 - 嘱託社員 基本給額に地域手当経過措置分を調整手当に加算した額の2.5ヶ月及び一時金として20,000円

(3) 契約社員及びパート社員

下表に示す勤続年数及び勤務時間に応じた手当及び一時金
単位 万円

		査定期間中の1ヶ月平均 労働時間数			
		40時間以上 100時間未満		100時間以上 (パート社員)	
		手当	一時金	手当	一時金
勤 続 年 数	6ヶ月未満	0	0	0	0
	6ヶ月以上～1年未満	2	1.5	4	2.5
	1年以上～3年未満	2	1.5	5	2.5
	3年以上～5年未満	3	1.5	7	2.5
	5年以上	5	1.5	12	2.5

注1. 100時間以上の契約社員の手当はパート社員と同額一時金が3.5となる。

*40時間未満（勤続年数6ヶ月未満の者を除く）の者に対しては一時金10,000円を支給

- 支給対象者 2022年11月1日現在で在職する者。
(JRからの出向者を除く)

3 支給日

2022年12月6日(火)以降準備でき次第とする。

昨年と比べ社員及び嘱託社員、契約社員の一時金が1万円、パート社員は5千円の増額回答となった。しかし感染予防のための消毒業務の追加や物価高による生活圧迫など我々の求める回答とはならなかった。国労として引き続き労働条件や労働環境の改善、有期雇用者の改善を求め、真摯な議論の場を設ける事を両者で確認した。